

訪問入浴介護、介護予防訪問入浴介護 運営規程

(事業の目的)

第1条

パナソニック エイジフリー株式会社が開設する、パナソニック エイジフリーケアセンターおたい・訪問入浴（以下「事業所」という。）が行う訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護（以下「訪問入浴介護等」という。）の円滑な運営管理を図るとともに、ご利用者の意思及び人権を尊重し、ご利用者の立場に立った適切な訪問入浴介護等の提供を確保することを目的とする。

(運営の方針)

第2条

事業所は次に掲げる基本方針に基づき事業を運営する。

- (1) 訪問入浴介護サービスにおいては、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう入浴介護を行う事によって、ご利用者の身体の清潔保持、心身機能の維持等を図るものとする。
- (2) 介護予防訪問入浴介護においては、ご利用者が要支援者となった場合においても、可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、居宅における入浴の支援を行うことによって、ご利用者の身体の清潔の保持、心身機能の維持回復を図り、もってご利用者の生活機能の維持又は向上を図る。
- (3) ご利用者の意思及び人格を尊重し、常にご利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
- (4) 事業の実施にあたっては、ご利用者の所在する市区町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、他の居宅サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。
- (5) 事業の質的向上を図る為、訪問入浴介護等サービス従業者の教育・訓練を行う。
- (6) 前5項のほか、訪問入浴介護等においては次の条例等に定める内容を遵守し事業を実施するものとする。

"名古屋市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例
(平成24年名古屋市条例第73号)"

"名古屋市指定介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例(名古屋市条例第78号)"

(事業の運営)

第3条

本事業所が実施する訪問入浴介護等サービスの提供に当たっては、本事業所の看護職員及び介護職員によってのみ行うものとし、第三者への委託は行わないものとする。

(事業所の名称等)

第4条

事業が行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 パナソニック エイジフリーケアセンターおたい・訪問入浴
- (2) 所在地 愛知県名古屋市西区中小田井四丁目 408 番地の 1 号

(職員の職種、員数及び職務内容)

第5条

事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1 人

管理者は、従業員の管理及びご利用者等の連絡取次ぎなどの運営上必要とされる業務を一元的に行う。

- (2) サービス提供従事者

看護職員 1 人以上

看護職員は、訪問入浴車によりご利用者の居宅を訪問して、入浴サービスを提供する。

介護職員 2 人以上

介護職員は、訪問入浴車によりご利用者の居宅を訪問して、入浴サービスを提供する。

(営業日及び営業時間)

第6条

事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- (1) 営業日

月曜日から金曜日（祝日を含む）

但し、12月30日から1月3日までを除く。

- (2) 営業時間

午前8時30分から午後5時30分

- (3) サービス提供日時

月曜日から土曜日（祝日を含む）

但し、12月30日から1月3日までを除く。

午前9時00分から午後5時00分

但し、上記時間外も対応できる体制をとることができるものとする。

(訪問入浴介護等の内容)

第7条

訪問入浴介護等サービス提供に当たっては、ご利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて訪問入浴介護を実施し、ご利用者の身体の清潔保持及び日常生活の自立支援を行う。

- ・全身入浴
- ・清拭又は部分浴（洗髪・陰部・足部等）

(訪問入浴介護等の利用料等)

第8条

訪問入浴介護等及びその他の利用料は次のとおりとする。

- (1) 訪問入浴介護等サービスを提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、その介護保険負担割合に基づく額の支払いを受けるものとする。
- (2) 訪問入浴介護等サービスが法定代理受領外サービスであるときは、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成12年2月10日厚生労働省告示第19号）」、「指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年3月14日厚生労働省告示第127号）」及び条例等によるものとする。
- (3) 通常の事業の実施地域を越えて行う訪問入浴介護等に要した交通費は、その実施地域を越えた地点から自宅まで以下の実費相当を徴収するものとする。（訪問入浴車使用による）
- (4) ご利用者の病変や緊急入院等の特別な事情を除く、ご利用者又はご家族の都合による当日連絡あるいは連絡なくサービスを中止した場合は、利用料金の全額を徴収するものとする。
- (5) 前項の費用の支払を受ける場合には、ご利用者及びその家族に対して事前に文書で説明し、支払に同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けるものとする。
- (6) 前項の利用料等の支払を受けたときは、ご利用者又はその家族に対し、利用料とその他の利用料（個別の費用ごとに区分）について記載した領収書を交付する。
- (7) 法定代理受領サービスに該当しない訪問入浴介護等サービスに係る利用料の支払いを受けた場合は、提供した訪問入浴介護等サービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書をご利用者に対して交付する。
- (8) ご利用者又はご家族の都合によりサービスを中止する場合、別紙のとおりキャンセル料を徴収する。

(通常の事業の実施地域)

第9条

通常の事業の実施地域は次のとおりとする

名古屋市西区、名古屋市北区

但し、実施地域外においてもサービス提供を行う事ができるものとする。

(居宅介護支援事業者等・地域包括支援センターとの連携等)

第10条

(1) 訪問入浴介護等サービスの提供にあたっては、ご利用者に係る居宅介護支援事業者・予防支援事業者・地域包括支援センターが開催するサービス担当者会議等を通じて、ご利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健・医療・福祉サービスの利用状況等の把握に努める。

(2) ご利用者の生活状況の変化、サービス利用方法・内容の変更希望があった場合、当該ご利用者の担当ケアマネジャー・地域包括支援センターに連絡するとともに、綿密な連携に努める。

(3) 正当な理由なく訪問入浴等サービスの提供を拒まない。ただし、通常の事業実施地域等を勘案し、希望するご利用者に対して訪問入浴介護等サービスの提供が困難と認めた場合、当該ご利用者に係るケアマネジャー・地域包括支援センターと連携し、必要な措置を講じる。

(サービス提供記録の記載)

第11条

事業所は、サービス提供した際には、その提供日・内容、保険給付の額、その他必要な記録を実施記録書等に記載する。

(契約書の作成)

第12条

訪問入浴介護等サービスの提供を開始するにあたって、本規程に沿った事業内容の詳細について、ご利用者に契約書の書面をもって説明し、同意を得た上で署名（記名押印）を受けることとする。

(衛生管理等)

第13条

(1) その他の用品の使用に際して安全及び清潔の保持に留意し、特にご利用者の身体に接觸する設備、器具その他の用品については、サービスの提供ごとに消毒したものを使用し、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じるものとする。

- (2) 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じるとともに、必要に応じ保健所の助言、指導を求めるものとする。
- ① 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従事者に周知徹底を図る。
 - ② 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
 - ③ 従事者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。
 - ④ 感染症の予防及びまん延の防止のための担当者は管理者が担う。

(サービスの利用に当たっての留意事項)

第14条

訪問入浴介護等サービスの実施にあたっては、ご利用者の健康状態及び異常の有無について判断できる方が立ち会うものとする。

(緊急時対応)

第15条

訪問入浴介護等における緊急時対応は次のとおりとする。

- (1) 訪問入浴介護等サービス従事者は、訪問入浴介護等サービスを実施中にご利用者の状態等に急変又は緊急事態が生じた場合は、速やかに主治医又は協力医療機関に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告するものとする。
- (2) 事業所の管理者は、緊急時対応の事実を関係市区町村及び当該居宅介護支援事業所、地域包括支援センター等に、速やかに報告しご利用者の経過状況について記録・保管し必要に応じ関係機関に提出し助言・指導を受け対応するものとする。

(協力医療機関)

第16条

協力医療機関は次のとおりとする。

医療法人 大雄会

愛知県一宮市桜一丁目9番9号

(事故の防止策及び事故発生時の対応)

第17条

訪問入浴介護等サービスにおける事故の防止策及び事故発生対応は次のとおりとする。

- (1) 事業所は、安全かつ適切に、質の高い訪問入浴介護等サービスを提供するために、サービスの安全性はもとより、従事者の健康管理、事故防止に努め、事業所の保全について計画的に取り組むものとする。

- (2) ご利用者に対する訪問入浴介護等サービスの提供を行っているときに事故が発生した場合は、速やかに必要な処置を講じるとともに、管理者に報告するものとする。
- (3) 事業所の管理者は、事故の事実を、ご利用者ご家族及び担当のケアマネジャー、関係市区町村、地域包括支援センター等に、速やかに報告し、事故の状況及び事故に際して採った処置について記録を行うものとする。
- (4) ご利用者に対する訪問入浴介護等サービスの提供により、賠償すべき事故が発生した場合、損損害賠償を行うものとする。

(事業継続計画の策定等)

第18条

- (1) 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、ご利用者に対する訪問入浴介護サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を行うものとする。
- (2) 事業所は、従事者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行うものとする。
- (3) 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(苦情処理)

第19条

ご利用者からの苦情等に係る対応は次のとおりとする。

- (1) 訪問入浴介護等サービスの提供に係るご利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じるものとする。
- (2) 事業所は、提供した訪問入浴介護等サービスに関し、介護保険法（以下「法」という。）第23条の規定により市区町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市区町村からの質問若しくは照会に応じ、及び市区町村が行う調査に協力するとともに、市区町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- (3) 事業所は、提供した訪問入浴介護等サービスに関し、法第24条の規定により厚生労働大臣又は都道府県知事が行う文書その他の物件の報告若しくは提示の求め又は当該都道府県からの質問若しくは照会に応じ、及び都道府県が行う調査に協力するとともに、都道府県から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(4) 事業所は、提供した訪問入浴介護等サービスに係るご利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(個人情報の保護)

第20条

事業者は、その業務上知り得たご利用者及びその家族の個人情報については、「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとする。

(1) 事業者が得たご利用者の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じてご利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

(2) 訪問入浴介護等サービス従事者は、業務上知り得たご利用者又はそのご家族の秘密を保持するものとする。

(3) 訪問入浴介護等サービス従事者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持する旨を、従事者との雇用契約の内容に含むものとする。

(人権擁護・虐待防止)

第21条

事業者はご利用者の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じるものとする。

(1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を設置し、定期的に開催するとともに、その結果について従事者に周知徹底を行うものとする。

(2) 虐待の防止のための指針を整備する。

(3) 従事者に虐待の防止を啓発・普及するための研修を入社時及び定期的に行い、研修を通じて、従事者の人権意識の向上や知識や技術の向上に努めるものとする。

(4) 従事者がサービスを実施するにあたっての悩みや苦労等を相談できる体制を整えるほか、従事者がご利用者の権利擁護に取り組める環境の整備に努めるものとする。

(5) 事業所は、サービスの提供中に当該従事者又は養護者（ご利用者のご家族等ご利用者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われるご利用者を発見した場合は、速やかに関係市町村へ通報を行うものとする。

(6) 事業者は、ご利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」を遵守するとともに、以下の対策を講じるものとする。

① 虐待防止に関する責任者を管理者が担う。

② 成年後見制度の利用を支援する。

- ③ 苦情解決体制を整備する。
- ④ サービス従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施する。

(身体拘束の禁止)

第22条

事業所は、身体的拘束等の適正化を図るために、次に掲げるとおり必要な措置を講じるものとする。

- (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を設置し、3月に1回以上開催するとともに、その結果について従事者に周知徹底を行うものとする。
- (2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備する。
- (3) 従事者に身体拘束適正化を啓発・普及するための研修を入社時及び定期的に行い、研修を通じて、従事者の人権意識の向上や知識や技術の向上に努めるものとする。
- (4) 身体拘束等適正対策責任者を管理者が担う。

(反社会的勢力の排除)

第23条

事業者は、役職員、事業者の代理人もしくは媒介をする者又は事業者の主要な出資者が、反社会的勢力（暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団、その他これらに準ずる者をいう。以下同じ）に該当しないこと、及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを保証する。

- (1) 反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係を有すること
- (2) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
- (3) 事業者もしくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもつてするなど、不当に反社会的勢力を利用していると認められる関係を有すること
- (4) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
- (5) 役員または経営に実質的に関与している者が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること
- (6) 事業者または第三者を利用して、暴力的な要求行為、法的な責任を越えた不当な要求行為、取引に関して脅迫的な行為をし、又は暴力を用いる行為、風説を流布し、偽計を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為、その他これに準ずる行為をすること

(その他運営についての留意事項)

第24条

その他運営に関する重要事項は次のとおりとする。

(1) 訪問入浴介護等サービス従事者の質的向上を図る為、研修の機会を次のとおり設けるものとし、業務体制を整備する。

① 採用時研修 採用後2ヶ月以内

② 継続研修 年2回以上

(2) 事業所は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする。

(3) サービス提供に関する記録については、保管期限を5年保存とする。

(4) この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項はパナソニック エイジフリー株式会社と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、2024年7月1日から施行する。